

鋼船規則 O 編及び鋼船規則検査要領 O 編における改正点の解説 (SPS コードの適用)

1. はじめに

2025 年 12 月付一部改正により改正されている鋼船規則 O 編及び鋼船規則検査要領 O 編中, SPS コードに関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は 2026 年 1 月 1 日から適用される。

2. 改正の背景

IMO では, 船上で特殊な作業に従事する人員 (Special Personnel: SP) が 12 人より多く乗船する船舶 (Special purpose ship: SPS) に対して適用できる非強制の特殊目的船コード (SPS コード) を規定している。

当該コードは, SP が船舶の安全に関する知識を有していること等を考慮して, 通常の貨物船に対する要件より厳しく, 旅客船に対する要件よりは厳しくない要件を適用して SOLAS 条約と同等の安全性を求めるものである。

このため, SPS に該当する船舶に対して, 安全な航行のために, 鋼船規則 O 編に具体的に規定された要件に加えて SPS コード等の要件が適用できるよう, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

SPS に該当する船舶については, 鋼船規則 O 編に具体的に規定された要件に加えて, 特別な考慮 (SPS コードの準用等) を払わなければならない旨規定した。

具体的な改正点は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則 O 編 1.1.1-7.

旅客船以外の船舶 (搭乗する旅客が 12 人以下の船舶) であって, SP と旅客の合計人員が 12 人を超える船舶については, 鋼船規則 O 編に規定する要件に加えて特別な考慮を払わなければならない旨規定した。

(2) 鋼船規則検査要領 O 編 1.1.1-4. (外国籍船舶用規則では 1.1.1-3.)

鋼船規則 O 編 1.1.1-7.にいう「特別な考慮」とは, SPS コードを準用すること又は船員以外の搭載人員が多いことにより生じるリスク分析とその対応等, 本会が適当と認める対策を講じることである旨規定した。